

追い貸しを考慮したグループ貸付

松田慎一

要旨

2000年代以降、マイクロファイナンス機関は、グループ貸付から個人貸付に貸付システムを変更している。グループ貸付は、借り手同士がグループとなり相互に連帯保証を行う契約であるが、個人貸付では自己責任により貸付契約を行う。しかしASAの実例から変更後も借り手が集会所単位でのグループを形成しながら定期的に集まり返済を行っていることは、グループを形成するという意味において従来と同様の方法を継続していると考えられる。鈴木・松田・佐藤(2011)ではバングラデシュの現地調査に基づき、ASAによるグループ貸付の実例の報告を行った。ASAは集会所に各々の借り手が集まり、集会所内において個人貸付を行っていた。

本論では Quidt, Fetzer, Ghatak(2016)に基づき、相互の信頼関係を形作りながらグループ貸付を行うことや、新たに追い貸しを仮定し、その意味について定性的な議論を行う。ASAでは、1期の貸付の末、債務不履行になった借り手を所得水準の最も低いグループ(集会所)に組み入れ、再度の貸付を行っていた事例が見られた。グループ貸付における追い貸しの意味を Quidt, Fetzer, Ghatak(2016)を用いて再考を行う。